

Ashiya information

お知らせ

子育て世帯への
臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するため子ども一人当たり5万円を支給します。詳細は市ホームページへ。

■対象年齢 0歳～高校3年生

■申し込み 9月分の児童手当(特例給付を除く)受給者は、申請不要です。12月末に児童手当の指定口座へ振り込み予定です。振り込み前に案内を送付します。

【児童手当受給者以外・公務員の場合】

申請が必要です。12月下旬に送付する案内を確認し、必要事項を記入し返送してください。

■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2045

オンラインで
防災総合訓練

スマートフォン・パソコンから、臨場感のある映像演出によるオンライン訓練に参加しませんか。

■日時 令和4年1月23日(日)午前10時30分/午後1時/午後3時～(各90分)

■定員 各先着150組

■申し込み 12月6日～1月14日に右記2次元コードから申し込み



インターネット環境がない人はラポルテホール(中継会場)で参加できます。

■日時 令和4年1月23日(日)午前10時30分/午後1時(各90分)■定員 各先着60人■申し込み 12月6日～1月14日に☎06-7174-3804へ

■問い合わせ 防災安全課 ☎38-2093

市職員の給与等を公表
(令和3年4月1日現在)

■職員<一般行政職>

平均給与月額 389,604円(平均年齢39歳1月)

初任給 186,800円(大学卒)157,300円(高校卒)

■特別職の報酬(月額)

市長1,061,000円/副市長885,000円/教育長732,000円/病院事業管理者1,276,000円/議長737,000円/副議長653,000円/議員591,000円

※期末手当は月額×4.45月。市長・副市長・教育

長は10%減額

■職員の処分と懲戒処分(令和2年度)

分限処分・休職24件/懲戒処分・停職1件・戒告2件

■職員数(普通会計・公営企業等会計部門)

1,079人(前年度増減無)

■問い合わせ 人事課 ☎38-2018

新行財政改革計画と
中学校授業のコラボ

11月9日～12日に、山手中学校3年生の社会科の授業で芦屋市の新行財政改革を取り上げました。生徒たちと「20年後の芦屋にとって大切なこと」について意見を交わしました。

■問い合わせ マネジメント推進課 ☎38-2172/学校教育課 ☎38-2087

申請・届け出

あしや市民活動センター
登録団体の申請受付

市内で地域の課題解決に向けた活動をしている団体の新規登録を受け付けます。登録有効期間は令和4年4月1日～令和6年9月30日です。

■登録基準 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること等※その他の要件は市ホームページでご確認ください

■申し込み 12月10日～25日(日曜除く)に必要な書類(下記窓口で配布・市ホームページでダウンロード可)を下記窓口へ

■問い合わせ あしや市民活動センターリードあしや ☎26-6452

社会教育関係

登録団体の申請受付



市民や地域社会のために自発的に社会教育活動をしている団体の新規登録を受け付けます。登録有効期間は令和4年4月1日～令和6年9月30日です。

■登録基準 過去1年以上の実績があり継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動である等※その他の要件は市ホームページでご確認ください

■申し込み 12月10日～24日(平日・執務時間内)に必要な書類(窓口で配布・市ホームページでダ

ウンロード可)を下記窓口へ

■問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

住宅耐震化工事等に
対する補助制度

■対象 昭和56年5月31日以前に着工した住宅。無料の簡易耐震診断あり。「わが家の耐震診断推進事業」で診断を受けた人は対象外

対象項目	対象住宅	補助金額
耐震改修計画策定	一戸建て住宅	計画策定費の2/3(上限20万円)
	共同住宅※	計画策定費の2/3(上限12万円/戸)
耐震改修工事	一戸建て住宅	対象工事費の4/5(上限110万円)
	共同住宅※	対象工事費の4/5(上限60万円/戸)
建替工事	一戸建て住宅	対象工事費の4/5(上限100万円)
防災ベッド設置	一戸建て住宅	定額10万円
分譲共同住宅耐震アドバイザー派遣	共同住宅	定額3万円(同一対象住宅につき5回まで)

※3階以上かつ1,000㎡以上の共同住宅は上記と条件・補助金算定方法が異なり協議が必要

※部分型耐震化工事(簡易耐震化改修工事・シェルター型工事・屋根軽量化工事)の補助も実施

■問い合わせ 建築指導課 ☎38-2114

市立小中学校新入学
学用品費の入学前支給

■対象 令和4年4月に市立小中学校に入学する児童の保護者で、次のいずれかに当てはまる人
▶児童扶養手当受給者▶失業中▶世帯の年間総所得額が基準額以下▶家計急変(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)により、家計急変後1年間の総所得額が基準以下

■申し込み 12月28日(火)までに申請書(新入学児童は健康診断時に配布、市ホームページでダウンロード可)を下記窓口へ持参または郵送

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

償却資産の申告



令和4年1月1日現在、市内に償却資産(事業用の資産)を所有している人は、申告書等(市ホームページからダウンロード可)を提出してください。

■提出期限 令和4年1月31日(月)

■提出先 課税課固定資産税係(市役所北館2階32番窓口)※エルタックスでの電子申告も可

■問い合わせ 課税課固定資産税係 ☎38-2017

芦屋市事業者一時支援金



■対象 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等の影響で売上が減少しているものの、国の月次支援金や兵庫県の協力金の対象とならない中小企業・個人事業主※その他の要件あり

■申し込み 12月31日(金)までに「芦屋市事業者一時支援金」と記入し、必要書類一式(市ホームページで確認)をレターパックライト・レターパックプラスで下記へ

■問い合わせ 地域経済振興課 ☎38-2033
(〒659-8501 住所不要)